

賃貸借契約書（案）

（地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約）

- 1 賃貸借物件 戸籍総合システム機器一式（詳細は、【別紙 1. 物件明細表】のとおり。）
- 2 設置場所 大和高田市役所市民課
- 3 賃貸借期間 令和 9 年 1 月 1 日から令和 1 3 年 1 2 月 3 1 日まで
- 4 賃貸借料 （総額）金〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（消費税等別途）
（月額） 金〇〇〇, 〇〇〇円（消費税等別途）
契約期間中の各年度における支払の予定額は、次のとおりとする。
令和 8 年度（3 ケ月） 金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（消費税等別途）
令和 9 年度から令和 1 2 年度までの各年度
金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（消費税等別途）
令和 1 3 年度（9 ケ月） 金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（消費税等別途）
- 5 契約保証金 免除とする。

大和高田市（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）とは、乙所有の頭書 1 に記載の賃貸借物件（以下「物件」という。）の賃貸借に関し、甲が乙より賃借することについて、次のとおり契約を締結する。

この契約締結の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 8 年 月 日

甲 奈良県大和高田市大字大中 9 8 番地 4
大和高田市
大和高田市長 堀 内 大 造

乙 〇〇〇〇
「リース業者」
〇〇〇〇〇 〇 〇 〇 〇

契 約 条 項

(契約の趣旨)

第1条 乙の甲に対する物件の賃貸に関する契約の内容については、この契約条項及び別紙仕様書に記載のとおりとする。

(賃貸借料)

第2条 物件の賃貸借料は、頭書4に記載の金額とする。

2 賃貸借料の支払期間は、頭書3の賃貸借期間に相当する期間とする。

(消費税及び地方消費税)

第3条 消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出する。

2 消費税等の算出に際して、1円未満の端数が生じた場合は、当該端数は切り捨てる。

(物件の設置及び検査)

第4条 乙から甲への物件の引渡しは、富士フイルムシステムサービス株式会社公共事業本部関西支店（以下「売主」という。）が、物件を甲の指定する場所に納入し、甲の検査を受けた後、頭書3の賃貸借期間の開始をもって完了するものとする。

2 甲は、売主から物件の納入を受けたときは、10日以内に物件の規格、仕様、性能等について検査しなければならない。

3 乙は、前項の検査に合格しない物件については、速やかにこれを売主に引き取らせ、これに代わる物件を納入させなければならない。この場合において、前2項の規定を準用する。

4 引き渡された物件が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、甲は、売主との間で直接解決を図るものとし、本契約に基づく乙に対する債務を免れることはできないものとする。

(賃貸借料の請求及び支払)

第5条 乙は賃貸借料及び消費税等について、使用月の月末に請求を行い、甲は適法な支払請求書を受領した日から30日以内に乙に支払うものとする。

2 甲の責めに帰する事由により、前項の期限内に支払がなかった場合は、乙は、その請求金額につき、遅延日数に応じ年3%の割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(所有権)

第6条 物件の所有権は、頭書3の賃貸借期間中は乙に帰属するものとする。

(物件の維持管理等)

第7条 甲は、物件を頭書2の設置場所において、善良な管理者の注意をもって業務のため通常の用法に従って使用できるものとする。

2 甲は、物件自体又は物件の設置、保管及び使用によって甲（甲の従業員を含む。）、乙又は第三者に損害を与えたときは、その原因の如何を問わず、一切の責任を負うものとする。

3 甲は、物件の使用、保管、維持、管理等に必要な一切の費用を負担する。

(他の機器器具の取付、装置の改造、移転)

第8条 甲は、次の各号に定める事項については、あらかじめ文書により乙の承諾を必要とする。

- (1) 物件に他の機器器具を取り付ける場合
- (2) 物件を改造する場合
- (3) 物件を頭書2に定める設置場所から移転する場合

2 前各号の場合の要する費用は、甲の負担とする。

(善良なる管理者の注意等)

第9条 甲は、物件の設置場所をあらかじめ機器製造会社の定める基準により物件のために良好な環境に保持すること等、善良なる管理者の注意をもって物件を管理する。

2 甲は、物件及びこの契約に基づく賃借権等を第三者の権利の目的物とすることはできない。ただし、乙の承認があればこの限りでない。

(付保)

第10条 乙は、物件に動産総合保険を付保し、その保険料は乙が負担する。ただし、ソフトウェア部分については、不付保とする。

2 機器に保険事故が発生したときは、甲は、直ちにその旨を乙に通知すると共に、保険受取に必要な一切の書類を乙に交付する。

3 甲は、頭書3の賃貸借期間中に、盗難、火災等の甲乙いずれの責めにもよらない事由により物件が滅失し、又は毀損して修復不能となったときは、保険会社から乙に支払われた保険金額を限度として、乙に対する債務の弁済を免れるものとする。

(損害賠償)

第11条 乙は、頭書3の賃貸借期間中に甲の故意又は過失によって物件に盗難、滅失、毀損等の事故が発生し、損害を受けた場合、甲に対してその賠償を請求することができる。

(立入権及び秘密保持)

第12条 乙(売主が業務を委託した保守会社等を含む。以下この条において同じ。)は、自らの従業員を、物件の保守又は管理等のため、物件の設置場所に立ち入らせることができる。この場合、乙は、当該従業員に必ず身分証明書を携行させ、甲に提示させなければならない。

2 乙は、前項の立入に際して知り得た甲の業務上の秘密を外部に漏洩してはならない。

(通知義務)

第13条 次の場合、甲は、遅滞なく乙に通知しなければならない。

- (1) 物件につき、乙の権利を侵害するような事態が発生したとき、又はその恐れがあるとき。
- (2) 物件につき、盗難、滅失又は毀損の事故が発生したとき。

(契約の解除)

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由がなくこの契約に定める義務を履行せず、又は履行する見込みがないことが明らかになったとき。
- (2) 契約の締結又は履行につき不正の行為があったとき。
- (3) 正当な理由がなく、契約の履行のため甲が行う検査等に対し、妨害及び指示に従わない等の協力義務に反する行為をしたとき。
- (4) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（法人である場合は、その法人の役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員（大和高田市暴力団排除条例（平成23年条例第22号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に参加していると認められるとき。

ウ 役員等がその属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団員であることを知りながらその者を雇用又は使用しているとき。

カ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

キ 下請契約、購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからカまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

ク アからカまでのいずれかに該当するものと下請契約、購入契約その他の契約をしてることが認められる場合（カに該当する場合を除く。）において、甲から当該契約の解除を求められて、これに従わなかったとき。

ケ 契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を市長に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

- (5) 前各号に定めるもののほか、この契約条項に違反したとき。

2 甲は、前項の規定による契約解除した場合において、乙に損害が生じてもその責めを負わない。

（違約金）

第15条 乙の責めに帰する事由により、前条の規定に定める契約解除に至った場合において、甲は、解除が乙に起因するときは乙に対して、契約金額（第2条第2項に定める支払期間における頭書4の賃貸借料の総額から既済部分又は既納部分の額を差し引いた額）の100分の10の違約金を徴収するものとする。

（談合等による解除）

第16条 甲は、乙がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができるものとする。

- (1) 公正取引委員会が乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保

に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条に規定する排除措置命令（排除措置命令がされなかった場合にあっては、同法第 62 条第 1 項に規定する課徴金納付命令）が確定したとき。

(2) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 の規定に違反し、同条の規定による刑が確定したとき。

(3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）の刑法第 198 条の規定による刑が確定したとき。

2 甲は、前項の規定による契約解除した場合において、乙に損害が生じてもその責めを負わない。

（賠償金）

第 17 条 前条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、乙は、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として契約金額の 100 分の 20 に相当する額を支払わなければならない。また、当該契約を履行した後も、同様とする。

（物件の返却）

第 18 条 甲は、頭書 3 の賃貸借期間満了後、物件を乙に返却するものとする。物件の搬出に係る作業費及び運送料は乙が負担する。また、機密情報保護のため、納入業者がサーバ等のハードディスクに記録された情報を物理的破壊により読取ができないようにし、その事実を確認できる書類を甲に提出するものとする。

（再委託等の制限）

第 19 条 乙は、業務の履行を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面に甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第 20 条 乙は、契約の締結によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りではない。

（特約条項）

第 21 条 この契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 の規定による長期継続契約であるため、この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る甲の歳出予算において減額又は削除があった場合、甲は、この契約を変更し、又は解除することができる。

2 前項の規定によりこの契約を変更し、又は解除された場合において、乙に損害が生じたときは、甲は、乙に対して損害賠償の責めを負う。この場合における賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

（管轄裁判所）

第 22 条 この契約に関する訴訟については、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

(疑義の解決)

第23条 この契約に定める事項その他について疑義が生じたときは、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）、大和高田市会計規則（平成11年規則第59号）及びその他の規程に従うものとし、その他は必要に応じて甲乙協議の上、定めるものとする。